

教育支援の手引

平成26年4月

岐阜県教育委員会

はじめに

平成18年12月、国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択され、平成20年5月に発効しました。日本においては、平成19年9月に同条約に署名とともに、同条約の批准に向けて国内法の整備が進められ、平成26年1月20日、同条約を締結しました。

国内法の整備の一環として、平成23年8月に「障害者基本法」が改正されました。「すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現することを目的とし、「共生社会」とは、「これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に社会参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会」と定義づけられました。

これと並行して文部科学省の中央教育審議会初等中等教育分科会において、今後の日本の特別支援教育の在り方等についての議論が進められ、平成24年7月に報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（報告）としてとりまとめられました。

文部科学省では、同報告等を踏まえ、障害のある子供等の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の改正が行われました。また、これまでの「就学指導資料」について、学校教育法施行令の改正等に伴う就学手続の大幅な見直しが行われたことを踏まえ、新たに「教育支援資料」が作成されました。

岐阜県においても、「地域で学び、地域で育ち、地域に貢献する」の基本理念・基本方針のもと、「子どもかがやきプラン」に基づいて、特別支援教育を推進するための体制整備を目標に様々な施策に取り組んできました。このたびの「第二次岐阜県教育ビジョン」の策定に伴い、特別支援教育においても「子どもかがやきプラン」の理念をより一層重視し、「共生社会」の実現を目指して、「岐阜県が進めるインクルーシブ教育システムの構築」に向け、一人一人の子供や保護者のニーズにきめ細かく対応できる教育内容の充実を具現化するための施策に取り組み始めたところです。

障がいのある子供の就学先を決定する仕組みや早期からの教育支援の在り方については、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（中央教育審議会報告）」及び「教育支援資料（文部科学省）」を参考とし、これまで本県で作成していた「就学指導の手引」を改訂し、新たに「教育支援の手引」を作成しました。就学手続等に携わる方々におかれましては、障がいのある子供の就学先を決定する仕組みづくりや早期からの一貫した教育支援を充実させるため、本手引を活用願います。

目 次

1 障がいのある子供に対する早期からの一貫した教育支援のために	1
2 障がいの種類と程度及び教育の場	5
3 障がいのある子供の就学先決定について（手続きの流れ）	7
4 就学に関する事務	9
・特別支援学校への就学に関する事務	
・区域外就学に関する事務	
・特別支援学校間の転学に関する事務	
5 就学先決定に際しての調査事項の例	17
6 教育支援に関するQ&A	29
7 資料	34
<文部科学省>	
・学校教育法施行令の一部改正について（通知）	35
・学校教育法施行令 新旧対照表（抜粋）	38
・障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）	47
<岐阜県>	
・学校教育法施行細則 新旧対照表（抜粋）	53
・就学手続関係各種様式	55
・特別支援学校就学予定者調書	67

1 障がいのある子供に対する早期からの一貫した教育支援のために

障がいのある子供の教育に当たっては、その障がいの状態等に応じて、可能性を最大限に發揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立って、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要です。このため、就学先の決定に当たっては、早期からの相談を行い、子供の可能性を最も伸長する教育が行われることを前提に、本人・保護者の意見を可能な限り尊重した上で、総合的な判断をすることが重要です。

障がいのある子供の就学先の決定には、教育委員会担当者、教育・保育の担当者、保健・福祉の担当者、医療担当者等、多くの関係者がかかわることとなり、かつ、これらの関係者が相互に密接な連携を図ることが必要となります。

就学先決定にかかわる者は、障がいのある子供が自己の可能性を伸ばし、自立し社会参加するための基盤となる「生きる力」を培うための大切なスタートを担っているという自覚を強くもち、一人一人のニーズに応じた教育が提供できるようにすることを念頭に置いて教育支援を進める必要があります。

1) 障がいのある子供の教育に求められること～早期からの一貫した支援～

障がいのある子供一人一人のニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現させていくためには、早期からの教育相談・支援、就学支援、就学後の適切な教育及び必要な教育的支援全体を一貫した「教育支援」と捉え直し、個別の教育支援計画の作成・活用の推進等を通じて、一人一人のニーズに応じた教育支援の充実を図ることが、今後の特別支援教育の更なる推進に向けた基本的な考え方として重要です。

個別の教育支援計画には、一人一人のニーズに応じた適切な支援がなされるよう、障がいの状態、教育的ニーズと必要な支援の内容、保護者の意見、就学先の学校で受ける指導や支援の内容、関係機関が実施している支援の内容等が記載されます。また、個別の教育支援計画の作成・活用により、次のような効果が期待できます。

- ①障がいのある子供の教育的ニーズの適切な把握
- ②支援内容の明確化
- ③関係者間の共通認識の醸成
- ④家庭や医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携強化
- ⑤定期的な見直し等による継続的な支援

このことにより、これまでの就学指導中心の「点」としての教育支援から、早期からの支援や就学相談から継続的な就学相談・指導を含めた「線」としての継続的な教育支援へ、そして、家庭や関係機関と連携した「面」としての教育支援が期待できます。

一貫した教育を効果的に進めるためには、支援の主体が替わる移行期の支援が特に大切です。移行期の支援とは、支援の対象となる子供と保護者が、必要な支援の継続性を確保するとともに、従前の支援の評価と見直しにより、より良い支援を求めることができるようにすることです。また、新たな支援への見通しをもつてることにより、不安を解消するとともに、支援先や支援内容に主体的に関与することにより、子供と保護者の自立性を促すものです。

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの子供の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、小中学校から特別支援学校への転学又は特別支援学校から小中学校への転学といったように、双方面での転学等ができるなどを、すべての関係者の共通理解とすることが重要です。そのためには、教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議などを定期的に行い、必要に応じて個別の教育支援計画を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが大切です。また、就学相談の初期の段階で、就学先決定についての手続の流れや就学先決定後も柔軟に転学等ができるなど本人・保護者にあらかじめ説明を行うことが必要です。このことは、就学後に学校で適切な教育がなされないといったことが原因となって、子供が学校で困ることのないようにする観点からも重要です。

障がいのある子供が、将来の進路を主体的に選択できるよう、子供の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ることが大切です。社会の中で自立していくための教育という意味でキャリア教育と特別支援教育の考え方には共通するものがあります。社会環境の変化が大きくなっていく中、特別支援学校・特別支援学級で行われてきている自立支援、職業教育や職場体験を更に発展させ、進化させていく必要があります。

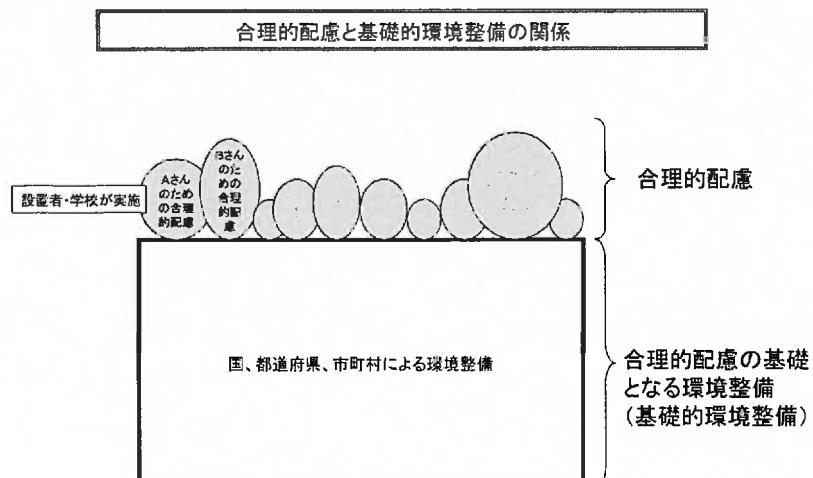
2) 合理的配慮と基礎的環境整備

「合理的配慮」とは、障がいのある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものです。

「基礎的環境整備」とは、この「合理的配慮」の基礎となるものであって、障がいのある子供に対する支援について、法令に基づき又は財政措置等により、例えば、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、それぞれ行う教育環境の整備のことです。

また、「合理的配慮」は、「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」も異なることとなります。

なお、「基礎的環境整備」についても、「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課すものではないことに留意する必要があります。



3) 障がいの種類・程度と就学先の決定の在り方

特別支援学校における教育の対象としては、学校教育法第72条において5つの障がい種が規定されています。また、その障がいの程度については、学校教育法第75条において、「第七十二条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。」旨が規定されており、これを受け、学校教育法施行令第22条の3において、学校教育法第75条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度が定められています。

学校教育法施行令第22条の3は、特別支援学校に入学可能な障がいの程度を示すものであり、これに加えて、従来の就学先決定の仕組みにおいては、これに該当する者が原則として特別支援学校に就学するという「就学基準」としても、あわせて位置付けられていました。

これに対し、このたびの学校教育法施行令の改正により、障がいの状態（第22条の3への該当の有無）に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、障がいのある子供の就学先を個別に判断・決定する仕組みへと改められたところです。

なお、これにより、学校教育法施行令第22条の3については、これに該当する者が原則として特別支援学校に就学するという「就学基準」としての機能は持たないこととなる一方、特別支援学校に入学可能な障がいの程度を示すものとしての機能は、引き続き有していることに留意が必要です。

4) 就学先の検討

就学先の検討の段階においては、保護者面談や学校見学・体験入学などを経て、教育上必要な支援内容等の判断・調整が行われます。

これらの過程を通して、就学先を検討する本人・保護者、学校、教育委員会の三者が子供の教育的ニーズを把握して共有するとともに、子供にふさわしい就学先を検討していく当事者として信頼関係を醸成していくことが求められます。

①教育的ニーズと必要な支援の検討

新たな就学先決定の仕組みにおいては、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、市町村教育委員会が就学先を決定することになります。

市町村教育委員会は、子供の発達や障がいの状態、これまでの教育・保育及び支援の状況、保護者面談等を踏まえて、当該子供の教育的ニーズと必要な支援の内容を整理し、本人・保護者や学校等との合意形成を進めていくことになります。

この場合においては、教育的ニーズと必要な支援の提供について、地域の教育資源等をどのように活用できるのかとともに、現在の教育資源では提供が困難な内容を明確にすることも重要であり、就学先の違いにより必要となる環境や支援の内容、期待される教育効果、将来の支援の見通しなどについても検討し、整理することが必要です。

②保護者からの意見聴取

保護者からの意見聴取に当たっては、これに先立ち、就学先及び就学後の支援の内容等について説明をした後、保護者が考える時間を十分に確保しておくことが必要です。その際、支援を必要と

する理由や、就学先で得られる教育効果等についても、分かりやすく丁寧に説明することが重要であり、また、あらかじめ両親や家族で相談しておくことを勧めたり、既に就学している子供の家族に相談できる機会を設けたりするなどの取組も有効です。

③本人・保護者、教育委員会及び学校の合意形成

新たな就学先決定の仕組みにおいて、最も重要な理念の一つが、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等との**合意形成**です。就学先の決定に際しては、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当です。なお、この際に、合理的配慮の内容についても合意形成を図ることが望まれます。

さらに、就学後においても支援の内容や就学先について必要に応じて見直すことや、見直しの時期及び見直しのための手続についても理解を共有しておくことが大切です。なお、特別支援学校に就学する場合には、必要に応じて居住地にある小中学校との交流及び共同学習等についても、了解を得ておくことなどが考えられます。

また、具体的な合意形成の方法としては、三者が協議の場を持ち、十分な話し合いの上で合意していくことが必要です。

5) 教育支援委員会（仮称）について

「教育支援委員会（仮称）」においては、既存の就学指導委員会に対し、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、以下のように、その機能の拡充を図っていくことが適当です。

- (ア) 障がいのある子供の状態を早期から把握する観点から、教育相談との連携により、障がいのある子供の情報を継続的に把握すること。
- (イ) 就学移行期においては、教育委員会と連携し、本人・保護者に対する情報提供を行うこと。
- (ウ) 教育的ニーズと必要な支援について整理し、個別の教育支援計画の作成について助言を行うこと。
- (エ) 市町村教育委員会による就学先決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行うこと。
- (オ) 就学先についての教育委員会の決定と保護者の意見が一致しない場合において、市町村教育委員会からの要請に基づき、第三者的な立場から調整を行うこと。
- (カ) 就学先の学校に対して適切な情報提供を行うこと。
- (キ) 就学後についても、必要に応じ「学びの場」の変更等について助言を行うこと。
- (ク) 「合理的配慮」について、提供の妥当性や関係者間の意見が一致しない場合の調整について助言を行うこと。

2 障がいの種類と程度及び教育の場

(平成25年10月4日付 25文科初第756号初等中等教育長通知) より

1 特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度のもののうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させると適當であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

2 特別支援学級

学校教育法第81条第2項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適當であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

種類	程度
知的障害者	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの
肢体不自由者	補装具によつても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの
病弱及び身体虚弱者	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの
弱視者	拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの
難聴者	補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが困難な程度のもの

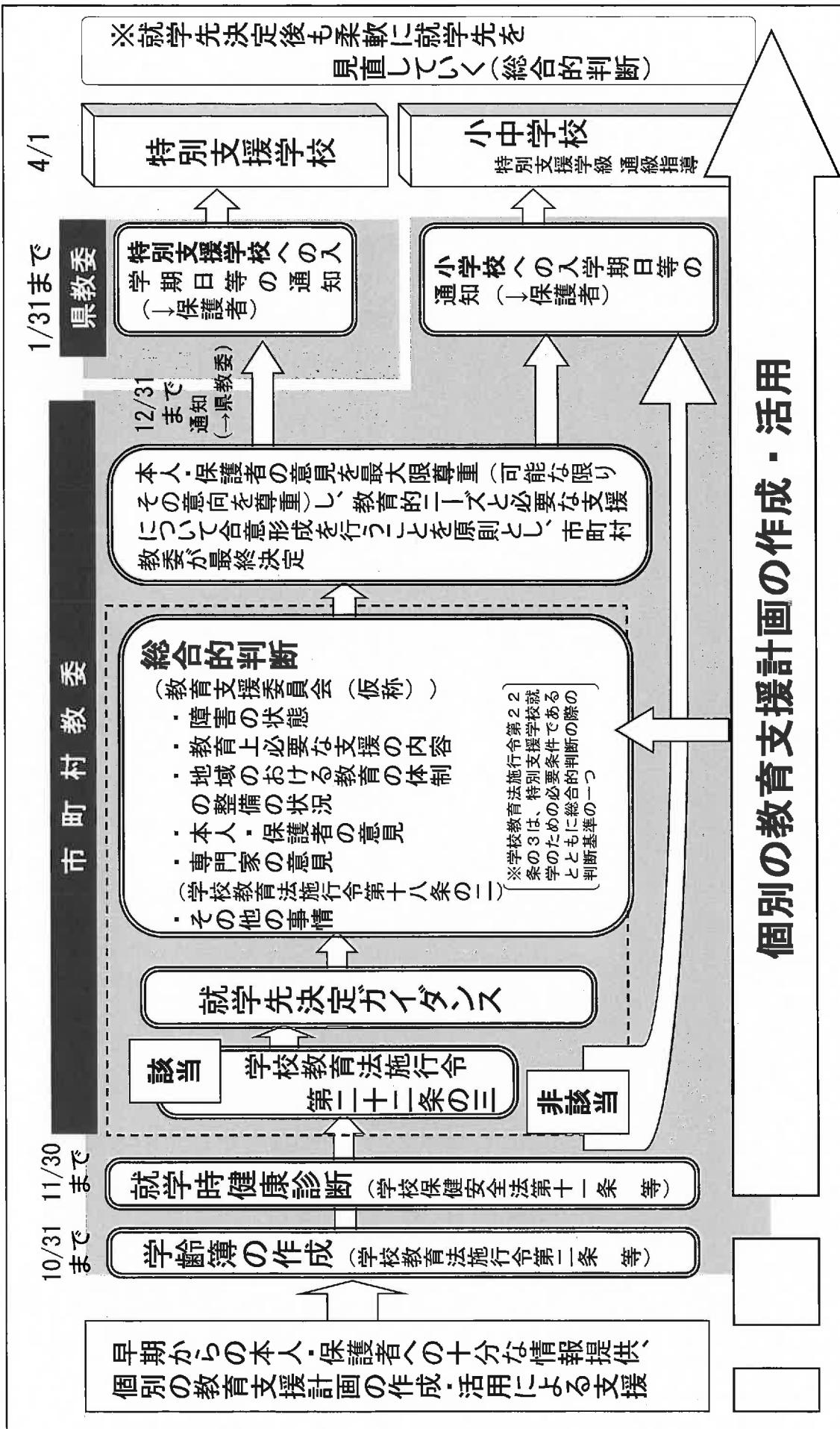
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、その程度が著しいものの。
自閉症・情緒障害者	一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの 二 主として心理的な要因による選択性かん默等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

3 通級による指導

学校教育法施行規則第条及び 140 第 141 条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

種類	程度
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症者	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害者	主として心理的な要因による選択性かん默等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
学習障害者	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥 多動性障害者	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
肢体不自由者 病弱及び身体虚弱者	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度もの

障がいのある子供の就学先決定について（手続きの流れ）



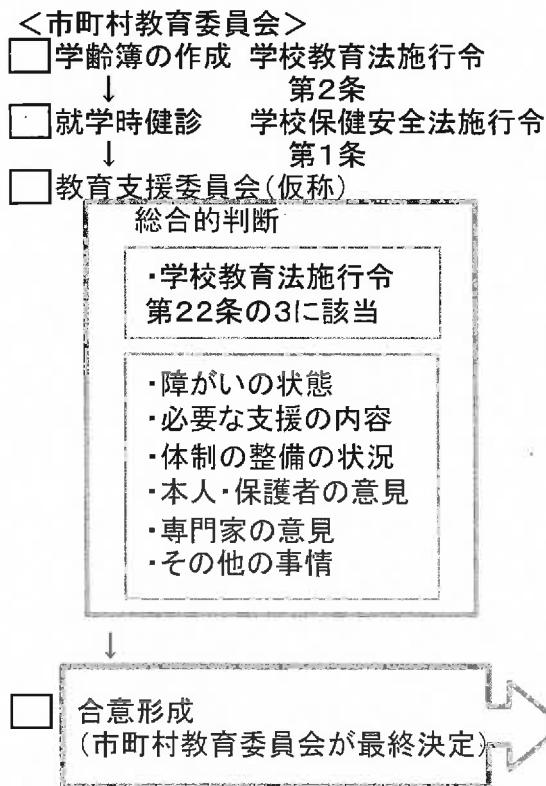
個別の教育支援計画の作成・活用

子供のニーズ・保護者との合意形成を大切にした教育支援の例

	学 校	市町村教育委員会	ポイント
年度末	対象となる児童生徒の個別の教育支援計画・個別の指導計画の引継 ※市町村のシステムにのっとって行う。	・就学先決定の流れ、教育支援について各校に周知	・保護者、関係者が同席のもとに行なうことが望ましい。
4月	<情報提供①> ・就学先決定の流れ ・窓口（特支コーディネーター）の周知 ・教育相談の周知	<教育相談①> 家庭訪問・個別懇談等でニーズの共通理解	<情報提供> 特別支援学校見学会・体験入学等の案内 就学相談会の案内 ※まずは本人の困り感や必要な教育・支援内容について保護者と共に理解する。
5月	<情報提供②> ・個別の教育支援計画・個別の指導計画とは	<教育相談②> 1学期の変容と手立ての評価、今後必要となる教育内容・教育の場について	<就学相談の実施>
夏休み	<情報提供③> ・特別支援学級・通級指導教室の見学、体験入級の案内	<教育相談③> 対象となる児童生徒に必要な教育の場の検討とともに、 <u>市町村の教育支援委員会（就学指導委員会）での検討について了解を得る。</u>	<教育支援（就学指導）委員会の実施> 対象となる児童生徒のニーズ・必要な教育の場について十分に検討をする。担当者（専門家）が対象児童生徒の様子を観察し、実態把握を行う。 ※見学・体験入学等の際は、保護者が単独で動くのではなく、学校関係者が随行することが望ましい。（情報のずれや偏りを防ぎ、関係者が共通理解できるようにするため）
9月	<情報提供④> ・支援の引継について	<教育相談④> 特別支援学級への入級・通級指導教室への通級・特別支援学校への入学の勧め	<校内教育支援委員会> ・保護者、学校、市町村教育委員会が十分に連携できるよう、担当者が適切にコーディネートする。（特に特別支援学校との連携を密に）
10月			
11月			
12月		<教育相談⑤> ・入級する児童生徒の教育内容について検討（教育課程、指導内容等）	
1月		<教育相談⑥> ・個別の教育支援計画・個別の指導計画の評価・修正・引継	入学通知（小中学校） 入学通知（特別支援学校）
2月			
3月	対象となる児童生徒の個別の教育支援計画・個別の指導計画の引継 ・新就学児童の支援の引継 ・中学校・高等学校への支援の引継		※高等学校への支援の引継のために、必要な支援内容について保護者と共に理解しておく。

特別支援学校への就学手続き

市町村教育委員会が教育事務所を経由し 県教育委員会に提出する文書



第9号様式(細則第11条関係) 施行令第11条 特別支援学校への就学についての通知書

第9号様式（第11条関係）							
岐阜県教育委員会 様							
番号 月 日 教育委員会名 四							
特別支援学校への就学についての通知書							
次の者は、特別支援学校へ就学させるべき者であるので、学齢障害の謄本を添え、 学校教育法施行令第11条の規定により通知します。							
記							
児童・生徒					保護者		
氏名	性別	生年月日	障害の別	現住所	氏名	続柄	現住所

※その他に必要なもの

★肢体不自由や病弱の場合は、身体障害者手帳または診断書の写しを添付

★身体障害者手帳や診断書の取得が困難な場合は、特別支援学校就学予定者書を添付

+

学齢簿の写し

学 酬 簿 (例)			
學 酬 簿 見兼生後	之男ガ士 氏 生年月日		性別
		年 月 日	統納
現住所			
保護者氏名			
乳 学	小学校	学 校 名	異 動 事 由
	入 学 年 月 日	平 成 年 月 日	
	卒 業 年 月 日	平 成 年 月 日	
中 学	学 校 名		異 動 事 由

※学齢簿は住民票に基づき、
正確に記載します。

市町村教育委員会からの通知を受けた県教育委員会が市町村教育委員会・特別支援学校・保護者に通知する文書

・県教育委員会は市町村教育委員会と特別支援学校に対し、指定通知により通知する。

第13号様式(細則第14条関係) 施行令第15条

第13号様式(第14条関係)						
番年月号日						
市町村教育委員会 様 県立特別支援学校長						
岐阜県教育委員会 団						
就学させるべき児童生徒等の氏名及び入学期日並びにその指定した学校の通知書						
次の者は、特別支援学校へ就学させるべき者であるので、学校教育法施行令第15条の規定により通知します。						
記						
児童・生徒				保護者		
氏名	性別	生年月日	障害の別	現住所	入学期日	指定した学校

市町村教育委員会が教育事務所を経由し県教育委員会に提出する文書

第10号様式(細則第12条関係) 施行令第13条
児童生徒等のうち認定特別支援学校就学者
学齢簿の原本加除訂正通知書

第10号様式(第12条関係)						
番年月号日						
岐阜県教育委員会 様						
教育委員会名 団						
児童生徒等のうち認定特別支援学校就学者学齢簿の原本加除訂正通知書						
次のとおり学齢簿を加除訂正したので、学校教育法施行令第13条の規定により通知します。						
記						
氏名	性別	生年月日	障害の別	加除訂正年月日	加除訂正事項	加除訂正理由

県教育委員会から指定通知が届いたら、学齢簿の加除訂正を行なう。

<市町村教育委員会は>
・保護者に指定通知書を送付する。
第12号様式(細則第13条関係) 施行令第14条

第12号様式(第13条関係)						
番年月号日						
保護者 氏名 様						
岐阜県教育委員会 団						
学校の入学期日及び学校の指定の通知書						
あなたを保護者とするにつきまして、あなたの住所の存する市町村教育委員会から通知を受けましたので、入学期日及び入学する学校を下記のとおり通知します。						
記						
入学期日	年月日					
入学する学校	岐阜県立学校					

+ 加除訂正した学齢簿の写し

学齢簿(例)	
学齢児童生徒	フリガナ 氏名 生年月日 年月日 性別 経柄
	現住所
保護者 氏名	
小学校	学校名 年月日 異動事由
	入学年月日 平成 年月日
	卒業年月日 平成 年月日
中学	学校名 異動事由

岐阜県外の特別支援学校への転学[区域外就学]

市町村教育委員会が教育事務所を経由し 県教育委員会に提出する文書

- ※ 岐阜県外の病院への入院に伴い、該当都道府県の特別支援学校に就学する場合
 - ※ 岐阜県・愛知県・三重県・静岡県においては、申し合わせにより都道府県教育委員会を経由して手続きを行う。

參考樣式

児童生徒等のうち視覚障がい者等の 区域外就学についての届出書

(参考様式)	年	月	日
○○県教育委員会 様			
	保護者	印	
	住 所		
	氏 名		
児童生徒等のうち視覚障がい者等の区域外就学についての届出書			
次のとおり区域外就学させますので、関係書類を添えて届け出ます。			
記			
1 児童（生徒）氏名			
2 就学させる学校名			

- ・保護者は、就学先の都道府県教育委員会宛に区域外就学の願出書を作成

市町村教育委員会へ提出

↓
県教育委員会へ提出

※願出書の様式は、都道府県によって異なる。

※都道府県によっては、願出書・学齢簿・診断書の他に必要な書類がある。

学齢簿の写し

学 题 答 案 (例)

性別 出生年月日	性別	
	性別	
現住所		
被 謂 者 氏 名		
就 学	學 校 名	就 学 事 由
	入學年月日	
	卒業年月日	平成 年 月 日
中 学 校 名	就 学 事 由	

診斷書

◎ 俗語 · 案 (例)

姓名 _____ 年 _____ 月 _____ 日出生
诊断名 _____
上部感染症(牙周炎) 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日至 _____ 年 _____ 月 _____ 日的入院治疗费
金额(大写) _____

該当都道府県教育委員会が、区域外就学を承諾した場合

市町村教育委員会から
保護者に承諾書を送付する

- ・県教育委員会は、市町村教育委員会へ承諾について通知するとともに、保護者宛ての承諾書を送付する。

敬　特　第　号	
平成　年　月　日	
(市町村) 教育委員会 教育長 様	
岐阜県教育委員会 教育長 印	
区域外就学の承諾について(通知)	
下記の者について、(都道府県)教育委員会から、別添のとおり承諾書が送付されましたので、通知します。	
記	
氏　名	
生年月日	平成　年　月　日
住　所	
保護者氏名	
住　所	
就　学　先	
就　学　日	平成　年　月　日

第　号	
平成　年　月　日	
様	
(都道府県) 教育委員会	
区域外就学承諾書	
平成　年　月　日付けで願い出のありました区域外就学について、下記のとおり承諾します。	
記	
就学者指名	性別
生年月日	
就学期日	
就学指定校名	



市町村教育委員会は学齢簿の加除訂正を行う。

特別支援学校間の転学(障がい種が同じ場合)

市町村教育委員会が教育事務所を経由し
県教育委員会に提出する文書

※ 岐阜県内で、特別支援学校の指定を
変更する場合

保護者からの申し立て

学校教育法施行令
第16条

・保護者からの申し立てにより、「特別支援学校の指定変更通知書」を提出する。

※児童生徒の住所の存する市町村教育委員会が通知書を作成・提出する。

(参考様式)
特別支援学校の指定変更通知書

(参考様式)

番年月号日

岐阜県教育委員会 様

教育委員会名 団

特別支援学校の指定変更通知書

保護者からの申し立てにより、下記の児童（生徒）について、特別支援学校の指定の変更をお願いします。

記

ふりがな 児童生徒氏名		性別	
生年月日	平成 年 月 日		
障害の別			
現住所			
保護者氏名		続柄	
保護者現住所			
特別支援学校			
変更予定日	平成 年 月 日		
変更の理由			



学齢簿の写し

学 齢 簿 (例)

学齢児童生徒	フリガナ 氏 名 生年月日		年 月 日	性別		
	現住所			続柄		
保護者氏名				異動事由		
就学	小学校		学校名			
	入学年月日	平成 年 月 日				
中学	卒業年月日		平成 年 月 日			
	中学校名			異動事由		

県教育委員会が指定変更を認めた場合

・県教育委員会は、該当市町村教育委員会と保護者、該当特別支援学校に指定変更を通知する。
第15号様式(細則第15条関係) 施行令第16条

第15号様式(第15条関係)																																																																																									
番年月日																																																																																									
市町村教育委員会 様 県立特別支援学校長																																																																																									
岐阜県教育委員会 印																																																																																									
学校の変更指定通知書																																																																																									
<p>保護者から申立てのあつたこのことについて、学校教育法施行令第16条の規定により、次のように変更したので通知します。</p>																																																																																									
記																																																																																									
<table border="1"><thead><tr><th colspan="7">児童・生徒</th><th colspan="3">保護者</th></tr><tr><th>氏名</th><th>性別</th><th>生年月日</th><th>障害の別</th><th>現住所</th><th>入学期日</th><th>就学すべき学校</th><th>氏名</th><th>続柄</th><th>現住所</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></tbody></table>										児童・生徒							保護者			氏名	性別	生年月日	障害の別	現住所	入学期日	就学すべき学校	氏名	続柄	現住所																																																												
児童・生徒							保護者																																																																																		
氏名	性別	生年月日	障害の別	現住所	入学期日	就学すべき学校	氏名	続柄	現住所																																																																																

<市町村教育委員会は>

・保護者に変更指定通知書を送付する。
第14号様式(細則第15条関係) 施行令第16条

県教育委員会から指定通知が届いたら、
学齢簿の加除訂正を行う。

第14号様式(第15条関係)												
番年月日												
保護者 氏名 様												
岐阜県教育委員会 印												
学校の変更指定通知書												
<p>申立てのあつたこのことについて、学校教育法施行令第16条の規定により、 次のように変更したので通知します。</p>												
記												
<table border="1"><tr><td>就学する学校</td><td>岐阜県立</td><td>学校</td></tr></table>										就学する学校	岐阜県立	学校
就学する学校	岐阜県立	学校										

第9号様式（第11条関係）※学校教育法施行細則

○○ 第 号
平成 年 月 日

岐阜県教育委員会様

新就学予定者の場合は「第11条」、
小・中学校在学児童生徒の場合は
「第12条」とする。

教育委員会名

印

特別支援学校への就学についての通知書

次の者は、特別支援学校へ就学させるべき者であるので、学齢簿の謄本を添え、
学校教育法施行令第11（12）条の規定により通知します。

記

下記の表の記載事項と学齢簿の記載
事項との整合性を確認願います。

例	児童・生徒					保護者		
	氏名	性別	生年月日	障害の別	現住所	氏名	続柄	現住所
	岐阜太郎	男	H20.9.24	知的障害	岐阜市薮田南 2-2-1	岐阜一郎	父	児童に同じ
	以下余白							

※「障害の別」は、就学を予定している特別支援学校の障がい種又は部門を記入する。

(例)

- ・飛騨特別支援学校→知的障害
- ・関特別支援学校→肢体不自由
- ・岐阜本巣特別支援学校→病弱（又は知的障害、肢体不自由）

※障がいが重複する場合についても、就学を予定している特別支援学校の障がい種又は部門を記入する。

※病弱や肢体不自由の特別支援学校への就学予定者については、診断書又は身体障害者手帳の写し（それらの取得が困難な場合は、特別支援学校就学予定者調書）を添付する。

第10号様式（第12条関係）※学校教育法施行細則

○○ 第 号
平成 年 月 日

岐阜県教育委員会様

教育委員会名

印

児童生徒等のうち認定特別支援学校就学者学齢簿の原本加除訂正通知書

次のとおり学齢簿を加除訂正したので、学校教育法施行令第13条の規定により通知します。

記

氏名	性別	生年月日	障害の別	加除訂正年月日	加除訂正事項	加除訂正理由
例 岐阜 太郎	男	H20.9.24	知的障害	H26.1.31	H26.4.1より ○○特別支援学校 小学部へ	知的障害による
以下余白						

就学先の特別支援学校の障がい種
又は部門を理由として記入する。

※「障害の別」は、就学を予定している特別支援学校の障がい種又は部門を記入する。

(例)

- ・飛騨特別支援学校→知的障害
- ・関特別支援学校→肢体不自由
- ・岐阜本巣特別支援学校→病弱（又は知的障害、肢体不自由）

※障がいが重複する場合についても、就学を予定している特別支援学校の障がい種又は部門を記入する。

※確認のため加除訂正した学齢簿の謄本を添付願います。

※加除訂正通知書は、「就学させるべき児童生徒等の氏名及び入学期日並びにその指定した学校の通知書」を受理後、直ちに提出願います。

就学先決定に際しての調査事項の例

教育上特別な配慮を必要とする子供の教育的ニーズや教育の場についての判断が総合的かつ慎重に行われるためには、①医学的な精密検査、心理学的な諸検査等の結果得られた情報、②保護者との面接により把握した生育歴、③保護者との教育相談や行動観察等を通じて得た現在の生活や行動等の特性、教育的ニーズに伴う特別の教育的対応に関する情報などが不可欠です。

次頁以降に示す、調査事項の例は、あくまで障がいの程度、状態を正確に把握する上で有益と思われるものを参考に示したものです。実際の調査では、障がいの程度、地域の実情等に応じて適切な事項を選択し、または追加する等により独自の調査事項を定めることが大切です。

なお、これらの情報の収集、管理及び活用に当たっては、個人情報保護の観点から慎重に取り扱うことが必要です。また、他機関からの情報の収集に当たっても、必ず保護者の同意を得ておくなど慎重な配慮が必要です。

就学先決定に際しての調査事項の例（視覚障がい）

観 点	項 目	内 容
教育的観点	これまでに受けた教育等	教育相談、生育歴、前籍校等
	教育課程	小・中学校に準ずる教育課程、重複障害者等に関する教育課程の取扱いによる教育課程
	障害に応じた個別の指導の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の技能 ・点字の読み書き ・視覚補助具の活用 ・歩行における白杖（はくじょう）の使用 ・漢字の読み書きや文章の読み ・教科の補充指導 ・ICT 機器の活用
	基本的な生活の技能	<ul style="list-style-type: none"> 食事 衣服の着脱 排せつ
	環境の把握と移動の状態	室内での移動・屋外歩行・介助歩行
	視覚補助具等の使用	<ul style="list-style-type: none"> 弱視レンズの使用と倍率 遮光眼鏡の使用 拡大読書器の使用 照明器具の使用
	主な使用文字	通常の文字・拡大文字・点字
	光覚等	明順応障害・暗順応障害の有無
	最小可読視標	視標、視距離
	眼疾患等	眼疾患名 眼疾患発症の時期
医学的観点	治療歴	治療期間、服薬や手術の状況等
	予後	疾患の進行の有無と状況
	合併疾患名	
	両眼の矯正視力	遠見視力(右眼、左眼、両眼) 近見視力(右眼、左眼、両眼)
	視野	視野障害の有無（求心・中心）
	眼鏡等の使用	眼鏡・遮光眼鏡・コンタクトレンズ
心理学的観点	視覚管理上の特記事項	運動の制限の有無等
	障害の理解	本人と保護者の障害の理解
	活動や学習への意欲	
	遊びや社会性の状況	
	環境(身の回りの状況)の把握の程度	
	聴覚や触覚による認知の程度	
併せ有する他障害の有無と障害種		
本人・保護者の希望	希望する教育の場	特別支援学校（視覚障害）、小・中学校の通常の学級、特別支援学級（視覚障害）、通級による指導
	希望する通学方法	スクールバス、保護者の送迎、寄宿舎
設置者の受け入れ体制	特別支援学校（視覚障害）の状況	設置学部（幼稚部・小学部・中学部・高等部）、スクールバスの運行 寄宿舎の整備の状況
	小・中学校の状況	特別支援学級（視覚障害）の設置状況 通級による指導の整備状況 校内での特別支援教育推進体制

就学先決定に際しての調査事項の例（聴覚障がい）

観点	項目	内容
教育的観点	これまでに受けた教育等	教育相談、生育歴、前籍校等
	教育課程	小・中学校に準ずる、下学年適用、特例による教育課程
	自立活動の指導の必要性の程度	<ul style="list-style-type: none"> ・保有する聴覚の活用 ・日常の話し言葉の指導 ・発音・発語指導 ・対人関係等、状況に応じたコミュニケーション
	保有する聴覚の活用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・補聴器等を使用することの可否 ・話し声の理解の状況
	コミュニケーション手段の状況	聴覚活用・読話・キーワードスピーチ・指文字手話・身振り等
医学的観点	聴覚障害（診断名）	感音性・混合性・伝音性 失聴原因は何か
	両耳の聴力レベル	60dB以上か未満か
	疾患等	聴覚疾患発病の時期 失聴時期 合併疾患名
	補聴器等の使用状況	両耳・片耳・人工内耳・なし 装用域値
心理学的観点	障害の理解	本人と保護者の障害の理解
	障害の改善・克服への意欲	
	社会性の状況	
	感覚活用の状態	視覚・聴覚・触覚・振動覚
	運動・動作の状態	
	日常生活の状態	日常生活の状態 食事が可能か 衣服の着脱が可能か 排泄が可能か
	言語理解の程度	
併せ有する他障害の有無と障害種	作業能力の程度	
	知的障害の有無と程度	
	併せ有する他障害の有無と障害種	
本人・保護者の希望	希望する教育の場	特別支援学校（聴覚障害）、小・中学校の通常の学級、特別支援学級（難聴）、通級による指導
	希望する通学方法	公共交通機関、スクールバス、保護者の送迎、寄宿舎の利用
設置者の受け入れ体制	提供可能な配慮について	<p>学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習内容の変更・調整 ・情報・コミュニケーション及び教材の配慮 ・学習機会や体験の確保 ・心理面・健康面の配慮 ・専門性のある指導体制の整備 ・子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 ・災害時等の支援体制の整備 ・校内環境のバリアフリー化 ・発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮 ・災害時等への対応に必要な・施設・設備の配慮
	特別支援学校（聴覚障害）の状況	設置学部（幼稚部・小学部・中学部・高等部） スクールバスの運行、寄宿舎の整備
	小・中学校の状況	難聴特別支援学級の設置の有無 通級による指導の実施の有無

就学先決定に際しての調査事項の例（知的障がい）

観 点	項 目	内 容
教育的観点	これまでに受けた教育等	教育相談、生育歴など
	適切な教育内容・方法	特別な指導内容の必要性 日常の生活技能、自立活動など
医学的観点	障害に関連する診断	診断名など
	医療的な配慮や服薬等	
心理学的観点 知的機能 適応機能	障害の理解	本人と保護者の障害の理解など
	検査結果等	知能（発達）検査名、検査結果、検査期日、プロフィールの概要、その他の検査結果、必要に応じ生育歴における発達の影響要因の有無など
	意思の交換・言語	検査項目の例 「おいで」「すわって」など簡単な言葉の指示が分かるか 名前を呼ばれて振り向くか 「ねこ」「くつ」「ボール」などを聞かれて、その絵や写真を指さすことができるか 「ちょうどいい」「やって」などの簡単な要求を表すことができるか 「こんにちは」「さようなら」など簡単な挨拶に応えられるか 日常会話や簡単な指示が理解できるか 文字や数への関心があるかなど
	身辺処理等の状態	食事の可否 衣服の着脱の可否 排せつの可否 身近な社会資源の活用の可否 一般交通機関利用による通学の可否 簡単な片付けや手伝いの可否など
対人関係、行動特徴		視線を合わせられるか 好み活動を選んだり、物を示したりすることができるか 自分から他人に働きかけるか 他人とのかかわり（友達関係等）があるか 簡単な決まりが理解できるか 身近な危険の察知や回避ができるか 興味・関心が移りやすいか 多動性があるか 固執性（こだわり）があるかなど
併せ有する他障害の有無と障害種		
本人・保護者 の希望	希望する教育の場	特別支援学校（知的障害）・知的障害特別支援学級・通常の学級など
	希望する通学方法	寄宿舎・徒歩通学・スクールバス利用・一般交通機関利用・保護者の送迎の要否など

設置者の受け入れ体制	提供可能な配慮について	<ul style="list-style-type: none"> ・学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 ・学習内容の変更・調整 ・情報・コミュニケーション及び教材の配慮 ・学習機会や体験の確保 ・心理面・健康面の配慮 ・専門性のある指導体制の整備 ・子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 ・災害時等の支援体制の整備 ・校内環境のバリアフリー化 ・発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮 ・災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮
	特別支援学校状況	<p>設置学部（幼稚部・小学部・中学部・高等部）</p> <p>スクールバスの運行の有無</p> <p>寄宿舎の整備の有無など</p>
	小・中学校の状況	特別支援学級の設置の有無など

医療・健康上の配慮	日常的な医療の必要性など
-----------	--------------

就学先決定に際しての調査事項の例（肢体不自由）

観 点	項 目	内 容
医学的観点	病名	
	発症時期	
	体幹の状態	補装具等の有無 座位の保持(学童いす, 座位保持いす, あぐら座位) の可否
	上肢の状態	補装具の有無, 筆記の可否
	下肢の状態	補装具の有無, 歩行の可否
	医療面の配慮	健康状態の安定度 てんかん発作の有無及び頻度 服薬の有無
教育的観点	医療的管理	医療的ケア(吸引, 経管栄養等) 有無及び頻度 口腔機能の発達と食形態等の状況
	これまでに受けた教育	教育相談, 生育歴, 前籍校等
	教育課程	小・中学校に準ずる, 下学年(部) 適用, 知的障害特別支援学校の各教科の代替による教育課程, 自立活動を中心とした教育課程
	自立活動の指導で必要と思われる内容等	健康の保持, 心理的な安定, 人間関係の形成, 環境の把握, 身体の動き, コミュニケーション
	学習意欲	学習意欲の有無, 学習に対する集中力の有無
心理学的観点	課題への取り組み姿勢	積極的な態度の有無, 着席行動や姿勢保持の状況
	日常生活動作	食事の有無, 衣服の着脱の可否, 排せつの可否 点自力歩行の可否 補装具での移動の可否と使用する用具(車いす, 電動車いす, 松葉づえ, 歩行器) 自力での車いすの乗り降りの可否
	心理面	本人・保護者の障害の理解 障害改善・克服への意欲 対人関係等行動上の問題
	知的障害の有無と程度	
	コミュニケーション	社会性の状況(遊びや対人関係の様子, 事物への興味・関心等) 言語理解の状況(話し言葉, 筆談, コンピュータ等の補助的手段), コミュニケーション手段
	感覚の活用	感覚・視知覚の発達(視覚, 听覚, 触覚等の活用度と問題の有無例: 目と手の協応動作, 図と地の弁別, 空間関係等)
	作業能力	作業能力手指の巧緻性, 両手の協応動作, 書写能力, 自助具・補助具(情報機器等を含む)の必要性の有無
併せ有する他障害の有無と障害種		
本人・保護者 の希望	希望する教育の場	特別支援学校(肢体不自由), 特別支援学級(肢体不自由), 通級による指導(肢体不自由), 通常の学級
	希望する通学方法	公共交通機関, スクールバス, 保護者の送迎, 徒歩通学, 寄宿舎の利用
設置者の受け入れ 体制	提供可能な配慮について	<ul style="list-style-type: none"> ・学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 ・学習内容の変更・調整 ・情報・コミュニケーション及び教材の配慮 ・学習機会や体験の確保 ・心理面・健康面の配慮 ・専門性のある指導体制の整備 ・子供, 教職員, 保護者, 地域の理解啓発を図るための配慮 ・災害時等の支援体制の整備 ・校内環境のバリアフリー化 ・発達, 障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮 ・災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

	特別支援学校の整備状況	設置学部, 隣接病院の有無, 分校・分教室の有無, 訪問教育の有無, スクールバス運行の有無, 寄宿舎の整備の有無
	小・中学校の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級（肢体不自由）の設置の有無 ・通級指導教室（肢体不自由）の設置の有無 ・通級による指導の実施の有無

就学先決定に際しての調査事項の例（病弱）

観 点	項 目	内 容
教育的観点	これまでに受けた教育等	教教育相談，生育暦，前籍校，前籍校での学習状況 育等学習空白の状況
	教育課程	学年相応，下学年や下学部適用，重複障害者の特例による教育課程，読み・書き・計算，文章理解
	自立活動	
	学習時間の制限	
	運動や体験的な活動	
	食事等の制限	
医学的観点	病名	
	病気の程度	
	その他の病気や障害	
	既往症	
	予後	
	入院を要する期間	
	治療上の注意点	
	生活規制の種類・程度	
	日常生活の制限程度	
	退院後の配慮事項	
心理・社会的観点	病気の理解	
	回復・改善等への意欲	
	身体の状態	
	知的発達の状態	
	精神の状態	
	性格・認知上の特性	
	行動上の問題	
併せ有する他障害の有無と障害種	家庭の状況	
		併せ有する障害（有・無），その障害種：
本人・保護者 の希望	希望する教育の場	特別支援学校（病弱）の単一障害学級，重複障害学級，訪問学級， 他障害種の特別支援学校（他障害のある場合） 小・中学校の病弱・身体虚弱特別支援学級（病院内・学校内）
	希望する通学方法	公共交通機関を利用しての通学，スクールバス， 保護者の送迎，寄宿舎の要否
設置者の受け入れ 体制	特別支援学校の整備状況	特別支援学校の整備 設置学部（幼・小・中・高），隣接病院の有・無， 分校・分教室の有・無，訪問教育の有・無，ICT機器や支援機器等の整備の有・無 通級による指導等の実施の有・無 スクールバスの有・無，介助員等の配置の有・無， 寄宿舎の整備の有・無
	小中学校の整備状況	病弱・身体虚弱特別支援学級の設置の有・無 通級による指導（病弱・身体虚弱）の実施の有・無

就学先決定に際しての調査事項の例（言語障がい）

観 点	項 目	内 容
教育的観点	これまでに受けた教育等 学級集団での学習の配慮 教育課程 障害に応じた個別の指導	教教育相談、生育暦、前籍校、前籍校等 小・中学校の教育課程、特別の教育課程 構音指導の要否 流暢性に関する指導の要否 対人関係等状況に応じたコミュニケーションの要否 教科の補充指導等
医学的観点	言語障害の原因等	口蓋裂、構音障害（器質的・機能的）、リズムの障害、言語の基礎的事項の発達の遅れ
心理学的観点	障害の理解 障害の改善・克服への意欲 社会性の状況 感覚活用の状態 運動・動作の状態 日常生活の状態 言語理解の程度 家庭の状況 発音の明瞭度の指導の要否	本人と保護者の理解 視覚・聴覚・触覚・振動覚
併せ有する他障害の有無と障害種		
本人・保護者 の希望	希望する教育の場 希望する通学方法	言語障害特別支援学級、通級による指導、通常の学級 公共交通機関（徒歩）、保護者の送迎、
設置者の受け入れ 体制	提供可能な配慮について 小中学校の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 ・学習内容の変更・調整 ・情報・コミュニケーション及び教材の配慮 ・学習機会や体験の確保 ・心理面・健康面の配慮 ・専門性のある指導体制の整備 ・子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 ・災害時等の支援体制の整備 ・校内環境のバリアフリー化 ・発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮 ・災害時等への対応に必要な・施設・設備の配慮 言語障害特別支援学級の設置の有無 通級による指導の実施の有無

就学先決定に際しての調査事項の例（情緒障がい）

観 点	項 目	内 容
教育的観点	これまでに受けた教育等	教教育相談、生育歴など
	教育課程	通常の学級における理解及び特別な指導内容の必要性など
医学的観点	障害に関する診断 医療的な配慮（服薬）	診断名など
心理学的観点	検査結果等	検査結果、検査期日、プロフィールの概要、その他の検査、必要に応じ生育歴など
	情緒の状態	選択性かん默の有無、チックの有無、母子分離不全の有無、ひきこもりの有無、不登校傾向の有無、不安傾向の有無、心理的な過敏性の有無、情緒の発達の程度など
	行動特徴	注意集中が困難、興味・関心が移りやすい、多動性の有無と程度、固執性（こだわり）の有無、常同行動の有無、身近な危険の察知や回避の可否、衝動的な行動の有無、粗暴な行為の有無など
	対人関係	視線が合うか、名前を呼ばれて振り向くか、他人への働きかけがあるか、他人からの働きかけへの反応、他人の立場や心情の理解、遊びの際の他者とのかかわり、集団活動への参加状況など
	意思の交換・言語 身辺処理の状態	日常の会話の問題の有無 食事・着脱・排せつの状態、一般交通機関利用による通学の可否など
	併せ有する他障害の有無と障害種	
本人・保護者の希望	希望する教育の場	言語障害特別支援学級、通級による指導、通常の学級
	希望する通学方法	公共交通機関（徒歩）、保護者の送迎、
設置者の受け入れ体制	提供可能な配慮について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 ・ 学習内容の変更・調整 ・ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 ・ 学習機会や体験の確保 ・ 心理面・健康面の配慮 ・ 専門性のある指導体制の整備 ・ 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 ・ 災害時等の支援体制の整備 ・ 校内環境のバリアフリー化 ・ 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮 ・ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮
	希望する通学方法	徒歩通学、一般交通機関利用、保護者の送迎の要否など
	希望する教育の場	小・中学校特別支援学級・通常の学級など 自閉症・情緒障害特別支援学級の設置の有無 通級による指導（情緒障害）の有無など

就学先決定に際しての調査事項の例（自閉症）

観 点	項 目	内 容
教育的観点	これまでに受けた教育等	教育相談、生育歴など
	教育課程	通常の学級における理解及び特別な指導内容の必要性など
医学的観点	障害に関連する診断	診断名など
	医療的な配慮(服薬)	
心理学的観点	検査結果等	検査名、検査結果、検査期日、プロフィールの概要、その他の検査、必要に応じ生育歴など
	情緒の状態	不安傾向の有無、心理的な過敏性の有無など
	行動特徴	注意集中が困難、興味・関心が移りやすい、多動性の有無と程度、固執性（こだわり）の有無、常同行動の有無、身近な危険の察知や回避の可否、衝動的な行動の有無、粗暴な行為の有無など
	対人関係	視線が合うか、名前を呼ばれて振り向くか、他人への働きかけがあるか、他人からの働きかけへの反応、他人の立場や心情の理解、遊びの際の他者とのかかわり、集団活動への参加状況など
	意思の交換・言語	日常の会話の問題の有無
	身辺処理等の状態	食事・着脱・排泄の状態、一般交通機関利用による通学の可否など
併せ有する他障害の有無と障害種		
本人・保護者の希望	提供可能な配慮について	<ul style="list-style-type: none"> ・学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 ・学習内容の変更・調整 ・情報・コミュニケーション及び教材の配慮 ・学習機会や体験の確保 ・心理面・健康面の配慮 ・専門性のある指導体制の整備 ・子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 ・災害時等の支援体制の整備 ・校内環境のバリアフリー化 ・発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮 ・災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮
	希望する通学方法	歩行通学、一般交通機関利用、保護者の送迎の要否など
	希望する教育の場	小・中学校特別支援学級・通常の学級など 自閉症・情緒障害特別学級の設置の有無 通級による指導（自閉症）の有無など

就学先決定に際しての調査事項の例（学習障がい）

観 点	項 目	内 容
教育的観点	これまでに受けた教育等	教育相談、生育暦、前籍校など
	教育課程	通常の学級を離れた特別の場での特別な指導の必要性
	著しい困難を示す特定の能力の分野	聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力
医学的観点	障害の診断	診断名・医学的観点から配慮すべきこと
心理学的観点	障害の理解	本人・保護者の障害の理解
併せ有する他障害の有無と障害種		
本人・保護者の希望	希望する教育の形態	通常の学級における配慮 通級による指導の活用
設置者の受け入れ体制	支援体制の整備状況	専門家チームや巡回相談員の活用状況 校内委員会を中心とした校内における支援体制整備状況 通級指導教室（学習障害）の設置の有無

就学先決定に際しての調査事項の例（注意欠陥多動性障がい）

観 点	項 目	内 容
教育的観点	これまでに受けた教育等	教育相談、生育暦、前籍校など
	教育課程	通常の学級を離れた特別の場での特別な指導の必要性
	著しい困難を示す特定の行動の分野	注意の持続、多動、衝動的な行動等
医学的観点	障害の診断	診断名・医学的観点から配慮すべきこと 投薬の状況
心理学的観点	障害の理解	本人・保護者の障害の理解
併せ有する他障害の有無と障害種		
本人・保護者の希望	希望する教育の形態	通常の学級における配慮 通級による指導の活用
設置者の受け入れ体制	支援体制の整備状況	専門家チームや巡回相談員の活用状況 校内委員会を中心とした校内における支援体制整備状況 通級指導教室（注意欠陥多動性障害）の設置の有無

教育支援に関するQ & A

Q 1 就学先の決定にあたり、市町村教育委員会が取り組むべきことは何ですか。

A：障がいのある子供の教育に当たっては、その障がいの状態等に応じて、可能性を最大限に發揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立って、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要です。このため、就学先の決定に当たっては、市町村教育委員会が早期からの相談を行い、子供の可能性を最も伸長する教育が行われることを前提に、本人・保護者の意見を可能な限り尊重した上で、総合的な判断をすることが重要です。市町村教育委員会が取り組むこととして、大きく次の3点が挙げられます。

- ①個々の児童生徒等について、市町村の教育委員会が、その障がいの状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みをつくること
- ②保護者への十分な情報提供・就学に関するガイダンス
- ③教育的ニーズと必要な支援についての本人・保護者と市町村教育委員会及び学校との合意形成

また、市町村教育委員会に義務づけられている就学手続きとしては、10月末までの新入学者の学齢簿の作成、11月末までの就学時健康診断の実施があります。

具体的な就学先の決定に関しては、早期からの支援やこれらの手続き等を経て、当該の児童生徒が学校教育法施行令第22条の3に該当する場合は、市町村教育委員会が、児童生徒の障がいの状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、保護者や専門家の意見などを総合的に勘案して、適切な就学先を決定します。なお、この際、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないことに留意する必要があります。

※障がいのある児童生徒の就学先決定等については、「教育支援資料」（平成25年10月 文部科学省）において具体的なモデルプロセス等が解説されていますので、同資料を参照してください。

Q 2 市町村教育委員会が設置する「教育支援委員会」とはどのようなものですか。

A：現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、機能を拡充し、一貫した支援を目指す上で重要な役割を果たすことが期待されます。その趣旨を踏まえ、「就学指導委員会」を「教育支援委員会」（仮称）といった名称とし、以下のような機能をもつことが期待されます。

- ①障がいのある子供の状態を早期から把握する観点から、教育相談との連携により、障がいのある子供の情報を継続的に把握すること。
- ②就学移行期においては、教育委員会と連携し、本人・保護者に対する情報提供を行うこと。

- ③教育的ニーズと必要な支援について整理し、個別の教育支援計画の作成について助言を行うこと。
- ④市町村教育委員会による就学先決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行うこと。
- ⑤就学先の学校に対して適切な情報提供を行うこと。
- ⑥就学後についても、必要に応じ「学びの場」の変更等について助言を行うこと。
- ⑦「合理的配慮」の提供の妥当性についての評価や、「合理的配慮」に関し、本人・保護者、設置者・学校の意見が一致しない場合の調整について助言を行うこと。

Q 3 就学先決定に際し、保護者への情報提供をするために、どのようにしたらよいですか。

A：保護者が就学について関心をもったときや不安に感じたとき、必要な情報に手軽にアクセスできることが必要です。情報提供の方法としては、教育委員会のホームページへの掲載やパンフレットの作成など、さまざまに考えられます。情報提供をする際には、次のようなことに留意する必要があります。

- ①就学先決定についての手続の流れや就学先決定後も柔軟に転学できること、居住地校交流などニーズに応じて学ぶ場が提供できることについて、就学相談の初期の段階で説明する。
- ②そのためには、教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議などを定期的に行い、必要に応じて個別の教育支援計画及び就学先を変更できるようにしていくことが適当。
- ③就学先を決定するに当たり、就学先の学習の具体的な様子について、体験入学などを通じた十分な情報提供を行っていくことが重要。障がいの状態、教育的ニーズ、学校、地域の実情等に応じて、本人・保護者に、受けられる教育や支援等についてあらかじめ説明し、十分な理解を得るようにすることが重要。

Q 4 就学先決定にあたり、本人・保護者・教育委員会及び学校の合意形成が必要であると聞きますが、どのようなことに配慮するとよいですか。

- A：新たな就学先決定の仕組において、最も重要な概念の一つが、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等との合意形成です。合意形成にあたっては、次のようなことに配慮する必要があります。
- ①保護者の思いと子供本人の教育的ニーズは、異なることもあり得ることに留意。保護者の思いを受け止めるとともに、本人に必要なものは何かを考えていくことが必要であり、そのためには、市町村教育委員会が本人・保護者の意見を十分に聞き、共通認識を醸成していくことが重要。
 - ②市町村教育委員会が、保護者への説明や学校への指導・助言等の教育支援を適切に行うためには、専門的な知識を持った職員を配置するなどの体制整備が必要。
 - ③教育委員会が、早期からの教育相談・支援による相談機能を高め、合意形成のプロセスを丁寧に行うことにより、十分に話し合い、意見が一致するように努めることが望ましい。

Q 5 改訂された学校教育法施行令において、保護者や専門家の意見聴取の機会の拡大がきていましたが、具体的にはどのような場合に意見聴取を行うことになったのですか。

これまで学校教育法施行令 18 条の 2 で規定されていた「保護者や専門家の意見聴取」をする対象は、新一年生としての入学時となっていました。今般の改正により、視覚障がい者等は原則として特別支援学校に就学するという前提が改められ、障がいの状態はあくまでも判断にあたっての一要素となり、そのほかに、教育上必要な支援の内容等についても保護者や専門家から正確な情報が収集・分析されることが必要となります。また、教育上必要な支援の内容等については、障がいの状態以上に、児童生徒の成長の度合い等に応じて変容するものであり、新制度においては、新一年生の際の当初の判断を最終・永続的なものとすることは不適当であって、転学等の判断時に市町村の教育委員会が最新の状況を正確に把握することが重要となります。これらを踏まえ、次のような場合にも保護者や専門家の意見聴取をすることになりました。

- 第 22 条の 3 に該当する児童生徒が、障がいの状態等の変化により、特別支援学校から小中学校へ転学する場合
- 第 22 条の 3 に該当する児童生徒が、障がいの状態等の変化により、小中学校から特別支援学校へ転学する場合
- 第 22 条の 3 に該当する児童生徒が、障がいの状態等の変化により、小中学校から別の小中学校へ転学する場合
- 第 22 条の 3 に該当する児童生徒が、小中学校の廃校等により、小中学校から別の小中学校へ転学する場合
- 新たに第 22 条の 3 に該当した児童生徒が、小中学校から特別支援学校へ転学する場合
- 新たに第 22 条の 3 に該当した児童生徒が、小中学校から別の小中学校へ転学する場合

Q 6 学校教育法施行令 22 条の 3 の表に該当する障がいがあっても保護者が希望すれば一般の小・中学校に就学できると聞きましたがいかがですか。

A：従来の就学先決定の仕組みにおいては学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当する者が原則として特別支援学校に就学するという「就学基準」として位置づけられていました。これに対し、今般の学校教育法施行令の改正により、障がいの状態（22 条の 3 への該当の有無）に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、障がいのある児童生徒の就学先を個別に判断・決定する仕組みへと改められました。このことにより、学校教育法施行令第 22 条の 3 については、これに該当する児童生徒が原則として特別支援学校に就学するという「就学基準」としての機能は持たないようになりましたが、特別支援学校に入学可能な障がいの程度を示すものとしての機能は、引き続き有していることに留意する必要があります。市町村教育委員会においては、当該児童生徒の教育的ニーズを踏まえ、より適切な教育を受けることのできる就学先について、保護者との共通認識に基づいた合意形成を図り、就学する学校を決めることが大切です。

Q 7 就学に関する教育相談における学校見学や体験入学について、特別支援学校や特別支援学級等はどのような準備と対応が必要ですか。

A：学校見学や体験入学では、保護者の意見等を十分聴き取るとともに、学校の環境や教育内容・方法等について理解を深めてもらうことが大切です。そのために、以下のような準備と対応が必要です。

①個に応じた指導について十分な説明ができるようにする。

- ・個別の指導計画を例示する。
- ・個に応じた指導がわかりやすい指導案（略案）等を作成する。
- ・わかりやすい時間割を工夫する。

②保護者の学校に対する不安を和らげ、要望を聴き取る。

- ・教科指導に対する不安や期待
- ・言語面や社会性の発達に対する不安や期待
- ・通学に伴う希望等の確認（スクールバス、登下校時間等）

③校内の就学相談体制を確立し、全校で取り組む。

- ・学校見学日、体験入学日等を学校行事に位置づける。
- ・学校見学や体験入学の受け入れ体制、日程等を確認する。
- ・作品、写真等の掲示や清掃等の役割分担を明確にする。

④学校案内資料等を十分活用し、学校や学級の理解・啓発を図る。

- ・学校案内、教育相談案内等を作成し関係諸機関へ配布する。
- ・学校紹介ビデオを作成し、関係諸機関へ貸し出す。
- ・資料等の作成に当たっては、学校見学や体験する側の視点に立って工夫する。

Q 8 特別支援学校に入学する場合、必ず就学相談を受けなければなりませんか。

A：必ず就学相談を受ける必要があります。就学相談は、障がいのある子供の適切な教育を保障するために、保護者及び本人と市町村教育委員会との間で行われる相談です。従って、市町村教育委員会は、子供の適切な就学を実現するために、保護者等が就学相談を受けやすい環境づくりを進めていくことが大切です。特に、特別支援学校に入学を希望する場合は、本人や保護者が入学を希望している特別支援学校において、障がいの種類や程度、発達の状態及び個々の教育内容や方法、教育的ニーズ等に関して十分な就学相談を実施することが大切です。この就学相談は特別支援学校の高等部に入学する際も同様に必要です。

Q 9 年度内に他の市町村へ引っ越しをする予定ですが、就学相談はどこで行うのがよいでしょうか。

A：就学相談は、現在の住所地の教育委員会で相談することが原則です。しかし、転入の日程や転入先の住所が確定している場合などは、転入先の教育委員会で相談することもあります。その際の相談は、次のように進めます。

- ①まず、現在の住所地の教育委員会に連絡し、相談します。
- ②新しい住所等が確定した段階で、保護者の了解を得て、転入先の教育委員会と連絡を取ります。
- ③両方の教育委員会の協議の結果、年度内の転出が確定している場合や、転入後の相談で十分な相談が行えると判断した場合は、転入先の教育委員会で相談します。

Q 10 他の都道府県への区域外就学の手続きについてはどのように行つたらよいですか。

A：学校教育法施行令の一部改正により、他の都道府県立特別支援学校に住所を変更せずに就学する場合（区域外就学）、保護者は就学させようとする特別支援学校が他の都道府県の設置するものであるときは当該都道府県の教育委員会の、その都道府県の設置するものであるときは当該都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該特別支援学校における就学を承諾する権限を有する者の就学を承諾する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する**市町村の教育委員会**に届け出なければならないと規定されました。

岐阜県を含む東海4県（愛知・三重・静岡）においては、児童生徒が他の都道府県立の特別支援学校に区域外就学をする場合、「就学させようとする特別支援学校が他の都道府県の設置するものであるときは当該都道府県の教育委員会の、その都道府県の設置するものであるときは当該都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該特別支援学校における就学を承諾する権限を有する者の就学を承諾する書面」を添えて届け出なければならないという保護者の負担を軽減するため、次のような流れで区域外就学の手続きを行うこととしています。

- ①保護者は参考様式（または指定された様式）により、その特別支援学校を設置する県教育委員会あての区域外就学願出書を作成し、転学させようとする子供の住所の存する市町村教育委員会に届け出る。
- ②市町村教育委員会は、保護者から提出のあった願出書を岐阜県教育委員会に送付する。
- ③岐阜県教育委員会は、該当の都道府県教育委員会へ願出書を送付する。

※転出先の県により、必要とする書類が異なる場合がありますので、詳しくは居住する市町村の教育委員会に相談してください。

資料

25文科初第655号
平成25年9月1日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人特別支援教育総合研究所理事長

文部科学事務次官
山 中 伸 一

(印影印刷)

学校教育法施行令の一部改正について（通知）

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行令の一部を改正する政令」（以下「改正令」という。）が閣議決定され、平成25年8月26日付けをもって政令第244号として公布されました。その改正の趣旨及び内容等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処くださるようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、改正の趣旨及び内容等について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 改正の趣旨

今回の学校教育法施行令の改正は、平成24年7月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（以下「報告」という。）において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものである

こと。

なお、報告においては、「その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」との指摘がなされており、この点は、改正令における基本的な前提として位置付けられるものであること。

第2 改正の内容

視覚障害者等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。以下同じ。）の就学に関する手続について、以下の規定の整備を行うこと。

1 就学先を決定する仕組みの改正（第5条及び第11条関係）

市町村の教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならないとすること。

また、市町村の教育委員会は、就学予定者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから3月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならないとすること。

2 障害の状態等の変化を踏まえた転学（第6条の3及び第12条の2関係）

特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行うこと。

3 視覚障害者等による区域外就学等（第9条、第10条、第17条及び第18条関係）

視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

また、視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

4 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大（第18条の2関係）

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、小学校、中学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する

者の意見を聴くものとすること。

5 施行期日（附則関係）

改正令は、平成25年9月1日から施行すること。

第3 留意事項

- 1 平成23年7月に改正された障害者基本法第16条においては、障害者の教育に関する以下の規定が置かれているところであり、障害のある児童生徒等の就学に関する手続については、これらの規定を踏まえて対応する必要があること。特に、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取は、市町村の教育委員会において、当該視覚障害者等が認定特別支援学校就学者に当たるかどうかを判断する前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

【参考：障害者基本法（抄）】

（教育）

第16条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。
 - 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。
- 2 以上のはか、障害のある児童生徒等の就学に関する手続に関しては、報告において、「現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適當である。」との提言がなされており、この点についても留意する必要があること。

改 正	後	改 正	前
<p>第二節 小学校、中学校及び中等教育学校 (入学期日等の通知、学校の指定)</p> <p>第五条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第十七条第一項又は第二項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、<u>認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第二十二条の三の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。</u></p> <p>（削る。）</p>	<p>第二節 小学校、中学校及び中等教育学校 (入学期日等の通知、学校の指定)</p> <p>第五条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第十七条第一項又は第二項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）で次に掲げる者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに<u>、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。</u></p>	<p>第二節 小学校、中学校及び中等教育学校 (入学期日等の通知、学校の指定)</p> <p>第五条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第十七条第一項又は第二項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）で次に掲げる者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに<u>、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。</u></p>	<p>第二節 小学校、中学校及び中等教育学校 (入学期日等の通知、学校の指定)</p> <p>第五条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第十七条第一項又は第二項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）で次に掲げる者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに<u>、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。</u></p>

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校（法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第七号、第六条の三第一項、第七条及び第八条において同じ。）が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

3 前二項の規定は、第九条第一項又は第十七条の届出のあつた就学予定者については、適用しない。

第六条 前条の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の初めから二月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

一 就学予定者で前条第一項に規定する通知の期限の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載されたもの又は学齢児童若しくは学齢生徒でその住所地の変更により当該学齢簿に新たに記載されたもの（認定特別支援学校就学者及び当該市町村の設置する小学校又は中学校に在学する者を除く。）

二 次条第二項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒

三 第六条の三第二項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）

四 第十条又は第十八条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（認定特別支援学校就学者を除く。）

五 第十二条第一項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校（法第七十七条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第七号、第六条の三第一項、第七条及び第八条において同じ。）が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

3 前二項の規定は、第九条第一項の届出のあつた就学予定者については、適用しない。

第六条 前条の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の初めから二月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

一 就学予定者で前条第一項に規定する通知の期限の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載されたもの又は学齢児童若しくは学齢生徒でその住所地の変更により当該学齢簿に新たに記載されたもの（視覚障害者等（認定就学者を除く。）及び当該市町村の設置する小学校又は中学校に在学する者を除く。）

二 次条第二項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒

三 第六条の三第二項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）

四 第十条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒

五 第十二条第一項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定就学者の認定をしたもの（同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）

- 六 第十二条の二第一項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち
認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第三項の
通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）
- 七 小学校又は中学校の新設、廃止等によりその就学させるべき小学
校又は中学校を変更する必要を生じた児童生徒等

第六条の三 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒でその障害
の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制
の整備の状況その他の事情の変化により当該学齢児童又は学齢生徒の
住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校に就学することが適
当であると思料するもの（視覚障害者等でなくなつた者を除く。）が
あるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校
長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県
の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生
徒について、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育
委員会に対し、速やかに、その氏名及び同項の通知があつた旨を通知
しなければならない。
- 3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生
徒について、当該特別支援学校に引き続き就学させることが適當である
と認めめたときは、都道府県の教育委員会に対し、速やかに、その旨を
通知しなければならない。
- 4 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、第一項の校
長に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

- 六 第十二条の二第一項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち
認定就学者の認定をしたもの（同条第三項の通知に係る学齢児童及
び学齢生徒を除く。）
- 七 小学校又は中学校の新設、廃止等によりその就学させるべき小学
校又は中学校を変更する必要を生じた児童生徒等

第六条の三 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒でその障害
の状態の変化により認定就学者として小学校又は中学校に就学するこ
とが適当であると思料するものがあるときは、当該学齢児童又は学齢
生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は
学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知
しなければならない。

- 2 (同上)
- 3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生
徒について、認定就学者として小学校又は中学校に就学させることが適當
でないと認めたときは、都道府県の教育委員会に対し、速やかに、
その旨を通知しなければならない。
- 4 (同上)

校又は中等教育学校に在学するもののうち視覚障害者等でなくなつたものがあるときは、その在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

(区域外就学等)

第九条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中等教育学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとするとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

- 2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）への就学に係るものに限る。）を与える場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

第十条 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等以外の者でその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校若しくは中学校又は中等教育学校に在学するものが、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の全課程を修了する前に退学したときは、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校若しくは中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通

して小学校又は中学校に在学するもののうち視覚障害者等でなくなつたものがあるときは、その在学する小学校又は中学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

(区域外就学等)

第九条 児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとするとする場合には、その保護者は、就学させようとするとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

- 2 (同上)

第十条 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等以外の者でその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校若しくは中学校又は中等教育学校に在学するものが、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の全課程を修了する前に退学したときは、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通

知しなければならない。

する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第三節 特別支援学校

(特別支援学校への就学についての通知)

第十一條 市町村の教育委員会は、第二条に規定する者の中認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから三月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の通知をするときは、都道府県の教育委員会に対し、同項の通知に係る者の学齢簿の謄本（第一条第三項の規定により磁気ディスクをもつて学齢簿を調製している市町村の教育委員会にあつては、その者の学齢簿に記録されている事項を記載した書類）を送付しなければならない。

3 前二項の規定は、第九条第一項又は第十七条の届出のあつた者については、適用しない。

42

第三節 特別支援学校

(特別支援学校への就学についての通知)

第十一條 市町村の教育委員会は、第二条に規定する者の中認定特別支援学校就学者等について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから三月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。ただし、認定就学者については、この限りでない。

2 (同上)

(新設)

第十一條の二 前条の規定は、小学校に認定就学者として在学する学齢児童のうち視覚障害者等で翌学年の初めから中学校又は特別支援学校の中学校部に就学させとして認定特別支援学校就学者の認定をしたものについて準用する。

第十一條の三 第十一條の規定は、第二条の規定により文部科学省令で定める日の翌日以後の住所地の変更により当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載された児童生徒等のうち認定特別支援学校就学者について準用する。この場合において、第十一條第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「翌学年の初めから三月前までに（翌学年の初日から三月前までの応当する日以後に当該学齢簿に新たに記

第十一條の二 前条の規定は、小学校に認定就学者として在学する学齢児童で翌学年の初めから中学校又は特別支援学校の中学校部に就学させるべきものについて準用する。

第十一條の三 第十一條の規定は、第二条の規定により文部科学省令で定める日の翌日以後の住所地の変更により当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載された児童生徒等のうち視覚障害者等について準用する。この場合において、第十一條第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「翌学年の初めから三月前までに（翌学年の初日から三月前までの応当する日以後に当該学齢簿に新たに記

に新たに記載された場合にはあつては、「速やかに」と読み替えるものとする。

- 2 第十一条の規定は、第十条又は第十八条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者について準用する。この場合において、第十二条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

第十二条 小学校、中学校又は中等教育学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等になつたものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

2 第十二条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

3 第二項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、同項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について現に在学する小学校、中学校又は中等教育学校に引き続き就学させることが適当であると認めたときは、同項の校長に対し、その旨を通知しなければならない。

第十二条の二 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で認定就学者は中等教育学校に在学するもののうち、その障害の状態、その者に必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他事情の変化によりこれら的小学校、中学校又は中等教育学校

に載された場合にはあつては、「速やかに」と読み替えるものとする。

(新設)

(同上)

2 第十一条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について準用する。この場合において、同条中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

3 第二項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、前項において準用する第十二条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

第十二条の二 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で認定就学者は中等教育学校に在学するもののうち、その障害の状態の変化によりこれらの小学校又は中学校に就学させることが適当でなくなったとき、その他の事情の変化によりこれら的小学校、中学校又は中等教育学校に就学するものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小

に就学させることができないなどと思料するものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

2 第十一条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、同項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について現在に在学する小学校、中学校又は中等教育学校に引き続き就学させることが適当であると認めたときは、同項の校長に対し、その旨を通知しなければならない。

学校又は中学校の校長は、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

2 第十一条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、同項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について現在に在学する小学校、中学校又は中等教育学校に引き続き就学させることが適当であると認めた後には第十九条第一項又は第十七条の届出があつたときは、都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

〔区域外就学等の届出の通知〕

第十三条の二 市町村の教育委員会は、第十一条第一項（第十一条の二、第十二条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の通知に係る児童生徒等について、その通知の後に第十九条第一項又は第十七条の届出があつたときは、都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

（特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定）

第十四条 都道府県の教育委員会は、第十一条第一項（第十一条の二、第十二条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等及び特別支援学校の新設、廃止等によりその就学させるべき特別支援学校を変更する必要を

（特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定）

第十四条 都道府県の教育委員会は、第十一条第一項（第十一条の二、第十二条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等及び特別支援学校の新設、廃止等により特別支援学校の新設、廃止等により

生じた児童生徒等について、その保護者に対し、第十一條第一項（第十一條の二において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等にあっては翌学年から二月前までに、その他の児童生徒等にあっては速やかに特別支援学校の入学期日を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の設置する特別支援学校が二校以上ある場合には、前項の通知において当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校を指定しなければならない。

3 前二項の規定は、前条の通知を受けた児童生徒等については、適用しない。

（区域外就学等）

第十七條 児童生徒等のうち視覚障害者等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようと/orする特別支援学校が他の都道府県の設置するものであるときは当該都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該特別支援学校における就学を承諾する権限を有する者の就学を承諾する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

第十八條 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等でその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に在学するものが、特別支援学校の小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学したときは、当該特別支援学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなけ

その就学させるべき特別支援学校を変更する必要を生じた児童生徒等について、その保護者に対し、第十一條第一項（第十一條の二において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等にあっては翌学年の初めから二月前までに、その他の児童生徒等にあっては速やかに特別支援学校の入学期日を通知しなければならない。

2 (同上)

3 前二項の規定は、第十七條の届出のあつた児童生徒等については、適用しない。

（区域外就学等）

第十七條 児童生徒等のうち視覚障害者等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようと/orする場合には、その保護者は、就学させようと/orする特別支援学校が他の都道府県の設置するものであるときは当該都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該特別支援学校における就学を承諾する権限を有する者の就学を承諾する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会を経由して、その住所の存する都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

第十八條 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等でその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に在学するものが、特別支援学校の小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学したときは、当該特別支援学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会を経由して

ればならない。

、その住所の存する都道府県の教育委員会に通知しなければならない。
。

第三節の二 保護者及び視覚障害者等の就学に関する専門的知識を有する者の意見聴取
第十八条の二 市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第五条（第六条（第二号を除く。）において準用する場合を含む。）又は第十一条第一項（第十一条の二、第十二条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聞くものとする。

第三節の二 保護者及び視覚障害者等の就学に関する専門的知識を有する者の意見聴取
第十八条の二 市町村の教育委員会は、翌学年の初めから認定就学者として小学校に就学させるべき者又は特別支援学校の小学部に就学させるべき者について、第五条（第六条第一号において準用する場合を含む。）又は第十一条第一項（第十二条の三において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聞くものとする。

25 文科初第 756 号
平成 25 年 10 月 4 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

殿

文部科学省初等中等教育局長

前 川 喜 平

(印影印刷)

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成 24 年 7 月）」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号）をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれましては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれましては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれましては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれましては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

（1）基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう

にするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度のもののうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期すように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにどちらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

（1）特別支援学級

学校教育法第81条第2項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

① 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの

二 主として心理的な要因による選択性かん默等があるので、社会生活への適

応が困難である程度のもの

② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たつての留意事項は、ア～オについては2（2）と同様であり、また、力及びキについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

（2）通級による指導

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たつては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

① 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん默等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別

な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一つの障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やチーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

3 その他

(1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

(2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

第2 早期からの一貫した支援について

1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができるなどを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的に実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

4 教育支援委員会（仮称）

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であること。

学校教育法施行細則（昭和三十三年岐阜県教育委員会規則第五号）新旧対象表

(新)

第一章から第三章まで 略

第四章 特別支援学校

(旧)

第一章から第三章まで 略

第四章 特別支援学校

第十条 略

(小学校又は中学校に就学することが適當であると思料する者についての通知)

第十条の二 略

2から4まで 略

(特別支援学校への就学についての通知)

第十一条 略

2 前項の規定は、政令第十一條の二（第十一条の二、第十二条第二項又は第十二条の二第二項に該当する児童又は生徒についての通知においてこれを準用する。）

第十二条 略

(区域外就学の届出の通知)

第十二条の二 政令第十三条の二の規定による区域外就学の届出の通知は、別記第十一号様式によらなければならない。

第十条 略

(認定就学者についての通知)

第十条の二 略

2から4まで 略

(特別支援学校への就学についての通知)

第十一条 略

2 前項の規定は、政令第十一條の二（特別支援学校の中学校部に就学させるべき場合に限る。）、第十一條の三、第十二条第二項又は第十二条の二第二項に該当する児童又は生徒についての通知においてこれを準用する。

第十二条 略

に

(特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定等)

第十三条 政令第十四条の規定による特別支援学校の入学期日の通知及び就学させるべき学校の指定は、別記第十二号様式によらなければならない。

第十四条 政令第十五条の規定による就学させるべき児童生徒等の氏名及び入学期日の通知並びにその指定した学校の通知は、別記第十三号様式によらなければならぬ。

第十五条 政令第十六条後段の規定による保護者の申立てによる指定した学校を変更する旨の通知は、別記第十四号様式及び別記第十五号様式によらなければならぬ。

第十六条 削除

第五章及び第六章

略

付 則 略

(視覚障害者等の入学期日等の通知、学校の指定)

第十三条 政令第十四条の規定による視覚障害者等の入学期日の通知及びそれらの者を就学させるべき学校の指定は、別記第十一号様式によらなければならぬ。

第十四条 政令第十五条の規定による視覚障害者等の入学期日の通知及びそれらの者を就学させるべき学校の指定の通知は、別記第十二号様式によらなければならぬ。

第十五条 政令第十六条の規定による保護者の申立てによる指定した学校を変更する旨の通知は、別記第十三号様式及び別記第十四号様式によらなければならぬ。

(区域外就学)

第十六条 政令第十七条の規定による区域外就学についての届出は、別記第十五号様式によらなければならぬ。

第五章及び第六章 略

付 則 略

第4号様式（第10条関係）

番年月日

岐阜県教育委員会 様
(市町村教育委員会 様)

特別支援学校長
(岐阜県教育委員会

印
印)

学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等でなくなったものの通知書

次の者は、標題に掲げる者でなくなったので、学校教育法施行令第6条の2の規定により通知します。

記

児童・生徒						保護者		
氏名	性別	生年 月日	現住所	学部・ 学年	備考	氏名	続柄	現住所

(注) 岐阜県教育委員会から市町村教育委員会あてに通知する場合には、備考欄に学校名を記載すること。

第5号様式（第10条の2関係）

番号
年月日

岐阜県教育委員会 様

特別支援学校長 印

小学校又は中学校に就学することが適当であると思料する者についての通知書

次の者は、小学校又は中学校に就学することが適当であると思料するので、学校教育法施行令第6条の3第1項の規定により通知します。

記

児童・生徒							保護者		
氏名	性別	生年月日	障害の別	現住所	学部・学年	備考	氏名	続柄	現住所

第6号様式（第10条の2関係）

番年月日

市町村教育委員会 様

岐阜県教育委員会 印

小学校又は中学校に就学することが適当であると思料する者についての通知書

次の者について、在学する学校の校長より小学校又は中学校に就学することが適当であると思料する旨の通知がありましたので、学校教育法施行令第6条の3第2項の規定により通知します。

記

児童・生徒							保護者		
氏名	性別	生年 月日	障害 の別	現住所	学部・ 学年	備考	氏名	続柄	現住所

(注) 備考欄には、学校名を記載すること。

第7号様式（第10条の2関係）

番号
年月日

岐阜県教育委員会 様

教育委員会名 印

特別支援学校に就学させることが適当であると認めた者についての通知書

次の者は、特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると認めたので、学校教育法施行令第6条の3第3項の規定により通知します。

記

児童・生徒							保護者		
氏名	性別	生年 月日	障害 の別	現住所	学部・ 学年	備考	氏名	続柄	現住所

(注) 備考欄には、学校名を記載すること。

第8号様式（第10条の2関係）

番号
年月日

特別支援学校長様

岐阜県教育委員会印

特別支援学校に就学させることが適当であると認めた者についての通知書

次の者は、住所の存する市町村教育委員会から、特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると認めた旨の通知がありましたので、学校教育法施行令第6条の3第4項の規定により通知します。

記

児童・生徒							保護者		
氏名	性別	生年月日	障害の別	現住所	学部・学年	備考	氏名	続柄	現住所

第9号様式（第11条関係）

番号
年月日

岐阜県教育委員会 様

教育委員会名 印

特別支援学校への就学についての通知書

次の者は、特別支援学校へ就学させるべき者であるので、学齢簿の謄本を添え、学校教育法施行令第11条の規定により通知します。

記

児童・生徒					保護者		
氏名	性別	生年月日	障害の別	現住所	氏名	続柄	現住所

第 10 号様式（第 12 条関係）

番号
年月日

岐阜県教育委員会 様

教育委員会名 印

児童生徒等のうち認定特別支援学校就学者学齢簿の原本加除訂正通知書

次のとおり学齢簿を加除訂正したので、学校教育法施行令第 13 条の規定により通知します。

記

氏名	性別	生年月日	障害の別	加除訂正年月日	加除訂正事項	加除訂正理由

第11号様式（第12条の2関係）

番号
年月日

岐阜県教育委員会 様

教育委員会名 印

認定特別支援学校就学者の区域外就学の届出通知書

次の者について、区域外就学させる旨の届出がありましたので、学校教育法施行令第13条の2の規定により通知します。

記

児童・生徒					保護者		
氏名	性別	生年月日	現住所	就学させる学校	氏名	続柄	現住所

第12号様式（第13条関係）

番号
年月日

保護者
氏名 様

岐阜県教育委員会 印

学校の入学期日及び学校の指定の通知書

あなたを保護者とする につきまして、あなたの住所の存する市町村
教育委員会から通知を受けましたので、入学期日及び入学する学校を下記のとおり通知します。

記

入学期日	年 月 日
入学する学校	岐阜県立 学校

第13号様式（第14条関係）

番号
年月日

市町村教育委員会
様
県立特別支援学校長

岐阜県教育委員会 印

就学させるべき児童生徒等の氏名及び入学期日並びにその指定した
学校の通知書

次の者は、特別支援学校へ就学させるべき者であるので、学校教育法施行令第
15条の規定により通知します。

記

児童・生徒							保護者		
氏名	性別	生年 月日	障害 の別	現住所	入学 期日	指定した 学校	氏名	続柄	現住所

第14号様式(第15条関係)

番号
年月日

保護者
氏名 様

岐阜県教育委員会 印

学校の変更指定通知書

申立てのあつたこのことについて、学校教育法施行令第16条の規定により、
次のように変更したので通知します。

記

就学する学校	岐阜県立	学校
--------	------	----

第15号様式（第15条関係）

番号
年月日

市町村教育委員会
様
県立特別支援学校長

岐阜県教育委員会 印

学校の変更指定通知書

保護者から申立てのあつたこのことについて、学校教育法施行令第16条の規定により、次のように変更したので通知します。

記

児童・生徒							保護者		
氏名	性別	生年 月日	障害 の別	現住所	入学 期日	就学すべ き学校	氏名	続柄	現住所

取扱注意

特別支援学校就学予定者調書

教育委員会名

印

学校指定の期日 • 4月1日 • 速やかに

(記入年月日) 年 月 日

1 基本的事項

①名前		②性別 男・女	③生年月日 年 月 日生	④現住所		
⑤保護者名		⑥電話	()	⑦保護者の現住所		
⑧生活の状況	学校名				⑨就学猶予免除	
	学年	年	学級種別	ア 通常の学級 イ 特別支援学級	原級留置	

2 障がいの状況

(1) 障がいの種別

⑩主障がい			⑪併せ有する障がい					
1 視覚障害 4 肢体不自由	2 聴覚障害 5 病弱	3 知的障害	1 視覚障害 5 病弱虚弱	2 聴覚障害 6 言語障害	3 知的障害 7 情緒障害	4 肢体不自由 8 自閉症	9 LD・ADHD等	

(2) ⑫諸検査の結果

(3) ⑬所持する手帳

検査名 結果 実施日		身体障害者 手帳	()種()級	療育手帳	A1	A2	B1	B2
			()		最重	重度	中度	軽度

(4) ⑭専門機関等の所見

(5) ⑮具体的な事項

--	--

3 ⑯日常生活の状況

項目	観点	項目	観点	項目	観点
用便	1 全面介助 2 大部分介助 3 一部介助 4 どうにか一人ができる 5 完全に一人ができる	移動	1 寝たきり 2 座位可能 3 車椅子使用 4 松葉杖等を使用 5 普通に移動できる	対人関係	1ほとんど成立しない 2特定の人とならどうにか成立する 3誰とでもどうにか成立する 4成立するが多少問題がある 5問題はない
食事	1 全面介助 2 大部分介助 3 一部介助 4 どうにか一人ができる 5 完全に一人ができる	安全管理	1 常時1対1の管理が必要 2 常時注意と配慮が必要 3 注意と配慮が必要 4 一般的な注意と配慮が必要 5 問題はない	集団参加	1全く参加しない 2親からなかなか離れない 3特定の小集団ならどうにか参加する 4指示により参加する 5自発的に参加する
着衣	1 全面介助 2 大部分介助 3 一部介助 4 どうにか一人ができる 5 完全に一人ができる	行動・自己規制	1 全く勝手に行動し規制できない 2 強い指示、注意に従うことができる 3簡単な指示、注意をしばらくして受け入れる 4指示、注意に従うがむらがある 5指示、注意に従って行動する	言語	1 全く言葉を理解せず、言語表現がない 2 2~3語の言葉がわかり、意志表示ができる 3簡単な言語指示を理解し、1語文の表現ができる 4身辺のことはわかり、3語文の表現ができる 5日常生活上の会話は十分できる

4 今後の教育措置

⑰就学する学校の種別	ア 特別支援学校（視覚障害） エ 特別支援学校（肢体不自由）	イ 特別支援学校（聴覚障害） オ 特別支援学校（病弱）	ウ 特別支援学校（知的障害）
⑲就学の形態	ア 自主又はスクールバス等で通学することが適当である。（自力・送迎・スクールバス・その他） イ 寄宿舎に入舎して通学することが適当である。 ウ 訪問教育が適当である。		
	エ 児童福祉施設に入所して就学する。 . . . 施設名 ()	オ 病院に入院して就学する。 病院名 ()	

*記入上の注意

- 本調書は市町村教育委員会において記入すること。
- ①～⑨欄は、各項目について該当する事項を記入もしくは○印を付けること。⑦については、児童生徒と同じ時は、「同上」とする。
- ⑩欄の主障がいについては主たるもの一つに○印、⑪欄の併せ有する障がいについては障がいの程度が文部科学大臣の定める障がいの程度（令第22条の3）のものに○印、その他の障がいの程度のものは○印を付けること。
- ⑫欄は、諸検査の実施年月日及び結果を、例えば、K式発達検査D.Q.5.6（H26.3.27）と記入する。⑬欄は、所持しない場合は斜線、不明の場合は空欄、身体障害者手帳の障がい種別は下の空欄に記入すること。療育手帳は、該当する程度のどれかに○印を付けること。
- ⑭欄の専門機関等の所見とは、病院の医師や児童相談所等から聴取した疾病及び障がいに関する内容を記入すること。⑮欄は、障がいの状況（医療的ケアが必要な場合など）等について特に配慮を要することを記入すること。
- ⑯は、児童生徒の日常生活の様子を項目別に該当するものに一つだけ○印を付けること。
- ⑰欄は、今後の教育的措置について、ア～オまでのうち該当するもの一つに○印を付けること。
- ⑱欄は、上記の学校に就学する場合、合意形成の結果により望ましい就学形態と考えられるもののうち一つに○印を付けること。なお、アについては、該当の通学方法に○印をつけること。エ、オについては、施設への入所、病院への入院が決定しているかを確認すること。